

会議の運営について（事務局案）

条例や規則で規定されていない次の4点について会議の運営のために決定します。

1 審議内容の公開・非公開について

案：原則公開とし、もし非公開事項が含まれる場合には事前に協議する。

旭川市市民参加推進条例では、一定の要件を満たす場合（個人情報や企業の秘密を扱う場合など）を除いては、附属機関の会議は原則として公開することとしています。

※別紙1（旭川市市民参加推進条例第13条、旭川市情報公開条例第7、8条）参照

2 傍聴者の定員について

案：会場の許容範囲内とする。

公開の会議では誰でも会議を傍聴することができるため、傍聴者の定員を決定します。開催会場が変わる可能性もあることから、前の期と同様に会場の許容範囲内とします。

3 会議録の作成方法と発言者名の記載について

案：会議録は「要点筆記」とし、発言者名は記載せずに「会長」「委員」と表記する。

附属機関の会議は、会議の公開と併せて会議録の公表も原則となっています。

会議終了後、事務局で会議録案を作成しますが、全文筆記では会議録が膨大になること、また、発言者の氏名を記載すると自由闊達な審議に影響が生じる可能性があることから「要点筆記」とします。

4 会議録の確認方法について

案：作成した会議録案を出席した委員全員に送付し、内容の確認を行う。

事務局が作成した会議録案について、会議内容に相違していないかの確認をする方法として、出席委員全員に会議録案を送付し、内容を確認していただきます。

< 参 考 >

旭川市市民参加推進条例（抜粋）

（附属機関の会議の公開等）

第 13 条 附属機関の会議は、これを公開するものとする。ただし、審議の内容が旭川市情報公開条例第 7 条各号に掲げる事項及び第 8 条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）のいずれかに該当するおそれがあると附属機関が認める場合を除くものとする。

2 附属機関は、前項本文の規定により会議を公開した場合は、会議終了後、速やかに、会議の記録を公表するものとする。ただし、旭川市情報公開条例第 7 条各号に掲げる事項及び第 8 条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）を除くものとする。

3 会議の公開及び会議の記録の公表の実施に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

旭川市市民参加推進条例施行規則（抜粋）

（附属機関の会議の傍聴）

第 8 条 傍聴者は、附属機関の会議の会務を総理する者（以下「会長等」という。）の指示に従い、静穏に傍聴しなければならない。

2 傍聴者は、会長等の許可を受けずに撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。

旭川市情報公開条例（抜粋）

（公文書の公開）

第 7 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

（1）法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、明らかに公開することができないと認められる情報

（2）法人その他の団体（（省略）以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないと条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（3）公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(4) 実施機関及び国等((省略))の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 公開することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関する情報であって、公開することにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公開することにより、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの

エ 調査研究に係る事務に関する情報であって、公開することにより、その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

オ 人事管理に係る事務に関する情報であって、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報であって、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの

キ アからカまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(個人情報の非公開)

第8条 実施機関は、公開請求があった場合において、当該公開請求に係る公文書に記録されている情報が、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの、個人識別符号が含まれるもの又は公開請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお公開請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるときは、当該情報を公開してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

(1) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの

(3) 公務員等((省略))の職務の遂行に関するもののうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分